

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 及び次世代育成支援対策推進法に基づく 獨協大学 行動計画

女性の教職員が活躍できる環境及び教職員が安心して次世代を育成できる環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2024年4月1日～2026年3月31日

2. 本学の課題

- (1) 男性の事務職員と女性の事務職員とで育児休業取得率に差異がある。
- (2) 事務職員の超過勤務時間が多い。
- (3) 事務職員の管理職に占める女性の割合が少ない。

3. 目標と取組内容・実施時期

- (1) 男性の専任事務職員の育児休業の取得率を現在の83.3%から85%以上に向上させる。

2024年4月～ 対象者及びその管理職に対し、直接、育児休業の取得を勧奨し、代替措置については、柔軟に対応する。

- (2) 専任事務職員の各月ごとの平均超過勤務時間数を現在の14.96時間から14時間以下に削減する。

2024年4月～ 過年度の平均超過勤務時間を部署ごと及び個人ごとに確認し、超過勤務時間削減及び仕事の見直しについて周知を行う。長時間にわたる超過勤務時間が恒常的な職員に対しては、個別に支援を行う。

- (3) 専任事務職員の課長以上に占める女性割合を現在の23.1%から25%以上に向上させる。

2024年4月～ 管理職候補の女性職員及びその上長に対し、今後のキャリアプランに関する面談を実施するとともに、女性が課長以上の役職に就きやすい環境を整備する。

以 上